

会社案内パンフ事件 東京高判070131

文章と写真の組合せからなる会社案内について、編集著作権の侵害を認定

会社案内の特徴は、企業理念、業務内容、実績、企業の概要等を通じて企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真を、記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとしてそれぞれ使用し、さらに、空白部分を多く用いることにより、情報を開示しながら、全体として、優しさと簡素を基調とした会社案内としての特徴を顕現しているものと評価することができるものである。

殊に、イメージ写真は、全体の構成中に占める位置及び記事内容の重要性等に照らして、中心的な役割を果たしているものといえることができるものであって、このような**素材の選択及び配列に創意と工夫が存するもの**と認めることができるから、著作権法12条の編集著作物に当たる。